（取締役会を設置する株式会社の発起設立）

代表取締役が申請書又は委任状に印鑑を押印する場合は、登記所に提出した印鑑を押印しなければなりません。印鑑の提出は、印鑑届書により行います。
なお、印鑑届書は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html）に掲載していますので、御利用ください。

株式会社設立登記申請書

フリガナ　　〇〇ショウジ
１．商　号　　〇〇商事株式会社

１．本　店　　〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

１．登記の事由　令和〇年〇月〇日発起設立の手続終了

商号のフリガナは、会社の種類を表す部分（株式会社）を除いて、片仮名で、左に詰めて記載してください。間に空白がある場合には、空白を削除した文字をフリガナとして登録します。
このフリガナは、国税庁法人番号公表サイトを通じて公表されます。
なお、登記事項証明書には、フリガナは表示されません。

１．登記すべき事項　別紙のとおり
（※別紙は５ページ参照。）

１．課税標準金額　金１，０００万円

資本金の額を記載します。

１．登録免許税　金１５万円

資本金の額の１０００分の７の額です。ただし、この額が１５万円に満たない場合には、１５万円になります。また、１００円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。収入印紙又は領収証書で納付します（→収入印紙貼付台紙へ貼付）。　収入印紙又は領収証書で納付します（→収入印紙貼付台紙へ貼付）。

１．添付書類

定款	１通
発起人の同意書	〇通

（注）設立に際して、発起人が割当てを受けるべき株式数及び払い込むべき金額、株式発行事項又は発行可能株式総数の内容が定款に定められていない場合に必要です。また、資本金及び資本準備金の額が定款に定められていない場合にも必要になります。

設立時代表取締役を選定したことを証する書面	１通
設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役の就任承諾書	〇通
印鑑証明書	〇通

（注）設立時代表取締役が就任承諾書に押した印鑑につき市町村長が作成した印鑑証明書を添付します。なお、同時に印鑑を提出している場合は、印鑑届書に添付する印鑑証明書として援用することができます。

本人確認証明書	〇通

（注）設立時取締役、設立時監査役（印鑑証明書を添付しない役員）について、住民票記載事項証明書、運転免許証のコピー（裏面もコピーし、本人が原本と相違ない旨を記載して、記名したもの。）等の本人確認証明書を添付します。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「添付書面としての本人確認証明書について」を御覧ください。

設立時取締役及び設立時監査役の調査報告書及びその附属書類　　１通

（注）会社法第２８条各号に規定する変態設立事項に関する定めが定款に定められている場合に限ります。

払込みを証する書面　　１通

（注）具体的な書面として、払込金受入証明書又は設立時代表取締役（指名委員会等設置会社にあっては設立時代表執行役）が作成した設立に際して出資される金銭の全額の払込みを受けたことを証明する旨を記載した書面に預金通帳の写しや取引明細票を合わせてとじたもの等が該当します。

資本金の額の計上に関する設立時代表取締役の証明書　　１通

委任状　　１通

（注）代理人に申請を委任した場合のみ必要です。

契印

それ以外の添付書類の例

株主名簿管理人との契約を証する書面

（注）株主名簿管理人を置いた場合に必要になります。この場合には、併せて、株主名簿管理人を選定した発起人の過半数の一致があったことを証する書面も必要です。

検査役の調査報告書及びその附属書類

（注）現物出資した場合に必要です（必要ない場合もあります）。

弁護士等の証明書及びその附属書類

（注）現物出資した場合に必要です。
不動産を現物出資した場合には、不動産鑑定士の鑑定評価を記載した書面の添付も必要です。

有価証券の市場価格を証する書面

（注）市場価格のある有価証券を現物出資した場合に必要です。

検査役の報告に関する裁判の謄本

（注）検査役の報告に関する裁判があった場合に必要です。

上記のとおり、登記の申請をします。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号（注１）
申請人　　〇〇商事株式会社（注２）

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号（注３）
代表取締役　〇〇〇〇　　㊞

（注１)～(注４）にはそれぞれ、以下のとおり記載します。
（注１)→本店、
(注２)→商号、
(注３)→設立時代表取締役の住所
（注４)→代理人の住所を記載します。

登記所に提出した印鑑を押します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号（注４）
上記代理人　〇〇〇〇　　㊞

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合、設立時代表取締役の押印は、必要ありません。

契印

連絡先の電話番号

〇〇法務局　　〇〇支　局　御中
出張所

収入印紙貼付台紙

（注）割印をしないで貼ってください。
また、収入印紙の消印作業の都合上、
右側に寄せて貼り付けていただきます
よう、御協力をお願いします。

収　入
印　紙

契印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（設立時代表取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

別紙

（一例です。会社の実情にあわせて作成してください。）
（※別紙を使用せず、登記すべき事項を直接申請書に記載することも可能です。）

「商号」〇〇商事株式会社
「本店」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
「公告をする方法」官報に掲載してする。
「目的」
１　〇〇の製造販売
２　〇〇の売買
３　前各号に附帯する一切の事業
「発行可能株式総数」８００株
「発行済株式の総数並びに種類及び数」
「発行済株式の総数」２００株
「資本金の額」金１０００万円
「株式の譲渡制限に関する規定」
当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。
「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」〇〇〇〇
「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」〇〇〇〇
「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」〇〇〇〇
「役員に関する事項」
「資格」代表取締役
「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
「氏名」〇〇〇〇
「役員に関する事項」
「資格」監査役
「氏名」〇〇〇〇
「役員に関する事項」
「資格」監査役の監査の範囲に関する事項
「役員に関するその他の事項」
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある
「取締役会設置会社に関する事項」
取締役会設置会社
「監査役設置会社に関する事項」
監査役設置会社
「登記記録に関する事項」設立

定款の記載例

（会社によっては、不要な事項がありますので、会社の実情に合わせて作成してください。）

商事株式会社定款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、○○商事株式会社と称する。

（注）商号及び本店が同一の会社が既に存在する場合には設立の登記をすることができませんので、定款の認証を受ける前に、そのような会社の有無を必ず確認してください。

調査は、無料でできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「同一商号・同一本店の調査を行う方法について」を御覧ください。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１　○○の製造販売

２　○○の売買

３　前各号に附帯する一切の事業

（注）ローマ字による用語や専門用語等を使用する場合には、それらが一般に市販されている用語辞典に掲載されているなど、広く社会的に認知されているものでないときには、登記申請が受理されない場合もありますので、御留意ください。また、これらの場合には、ローマ字による用語や専門用語の後に括弧書きで当該用語を説明するなど、登記事項証明書を取得した方に理解しやすいものとなるように御留意ください。

事業等を行うことについて官公庁等の許認可、登録、届出等（以下「許認可等」といいます。）が必要な場合や登記事項証明書の提出が必要な場合等には、定款に定める目的に問題がないかどうかを当該官公庁等に事前にお問い合わせください。登記申請が受理された場合であっても、許認可等の関係で問題とされる場合がありますので、御留意ください。

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を○県○市に置く。

（注）定款に定める本店の所在地は最小行政区画までででも構いません。ただし、その場合には、発起人の過半数により、「○丁目○番○号」等住居表示（未実施地域は地番）までの本店の所在場所を決定しなければなりません。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、官報に掲載してする。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

５条　当会社の発行可能株式総数は、○○○株とする。

（株券の不発行）

第６条　当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第７条　当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第８条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するこ

とを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

（権の登録及び信託財産の表示）

第９条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印したものを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

（手数料）

第 10 条　前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）

第 11 条　当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、 当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、 株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

２　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届出）

第 12 条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第３章　株主総会

（招集）

第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

２　株主総会を招集するには、会日より１週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

（議長）

第 14 条　株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ代表取締役社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（決議）

第 15 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第４章　　取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第 17 条　当会社に取締役会を設置する。

（監査役の設置）

第 18 条　当会社に監査役を置く。

（取締役及び監査役の員数）

第 19 条　当会社の取締役は１０名以内、監査役は２名以内とする。

（取締役及び監査役の選任）

第 20 条　当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

２　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役及び監査役の任期）

第 21 条　取締役の任期はその選任後２年以内、監査役の任期はその選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

３　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

（取締役会の招集）

第 22 条　取締役会は、代表取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（代表取締役及び役付取締役）

第 23 条　当会社は、取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役１名を定め、他に代表取締役を定めることができる。

２　代表取締役は社長とし、当会社を代表する。

３　代表取締役社長のほか、取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（業務執行）

第 24 条　代表取締役社長は、当会社の業務を執行し、専務取締役又は常務取締役は、代表取締役社長の業務の執行を補佐する。

２　代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の業務を代行する。

（監査の範囲）

第 25 条　監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

（注）定款に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがある場合には、その旨も登記する必要があります。

（報酬及び退職慰労金）

第 26 条　取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもっ

て定める。

第５章　　計　算

（事業年度）

第 27 条　当会社の事業年度は年１期とし、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当）

第 28 条　剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

（中間配当）

第 29 条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月３０日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第 30 条　当会社が、剰余金の支払いの提供をしてから満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

第６章　　附　則

（設立に際して出資される財産の最低額）

第 31 条　当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金〇万円とする。

（最初の事業年度）

第 32 条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和〇年３月３１日までとする。

（発起人）

第 33 条　発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号　〇〇〇〇
〇〇株
〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号　〇〇〇〇
〇〇株

（注）発起人の引受株式数の記載が定款にあるときは、会社法第３２条第１項第１号の事項に係る発起人の同意書を申請書に添付する必要はありません。この場合、申請書には、「〇〇は定款の記載を援用する。」と記載してください。

（法令の準拠）

第 34 条　この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、〇〇商事株式会社の設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

令和〇年〇月〇日

発起人　〇〇〇〇　　㊞

発起人　〇〇〇〇　　㊞

（注）公証人の認証を受ける必要があります。

（参考）　定款の記載事項

絶対的記載事項　（必ず記載しなければならない事項）

（１）目的
（２）商号
（３）本店の所在地
（４）設立に際して出資される財産の価額又はその最低額
（５）発起人の氏名又は名称及び住所

相対的記載事項　（効力を生じさせようとするには必ず定款に記載しなければならない事項）

（例）
（１）現物出資をする者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の種類及び数
（２）会社の成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額並びにその譲渡人の氏名又は名称
（３）株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称
（４）株式会社の負担する設立に関する費用

任意的記載事項

（定款には、会社法の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項で会社法の規定に違反しないものを記載することができます。）

設立時発行株式に関する発起人の同意書

（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。）

同意書

本日発起人全員の同意をもって、会社が設立の際に発行する株式に関する事項を次のように定める。

1　発起人〇〇が割当てを受けるべき株式の数及び払い込むべき金額
　〇〇商事株式会社　普通株式　〇株
　株式と引換えに払い込む金額　金〇円

1　発起人〇〇が割当てを受けるべき株式の数及び払い込むべき金額
　〇〇商事株式会社　普通株式　〇株
　株式と引換えに払い込む金額　金〇円

上記事項を証するため、発起人全員記名（又は署名）する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社
〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
発　起　人　〇〇〇〇
〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
発　起　人　〇〇〇〇

資本金及び資本準備金を発起人全員の同意により定めた場合

同意書

本日発起人全員の同意をもって、資本金の額を次のように定める。

1　資本金の額　金〇円

1　資本準備金の額　金〇円

上記事項を証するため、発起人全員記名（又は署名）する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
発　起　人　〇〇〇〇
〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
発　起　人　〇〇〇〇

設立時取締役、設立時監査役選任及び本店所在場所決議書
（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。）

設立時取締役、設立時監査役選任及び本店所在場所決議書

令和〇年〇月〇日〇〇商事株式会社創立事務所において発起人全員出席し（又は議決権の過半数を有する発起人出席し）その全員の一致の決議により次のように設立時取締役、設立時監査役及び本店所在場所を選任、決定した。

設立時取締役　〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号　〇〇〇〇
同　〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号　〇〇〇〇
同　〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号　〇〇〇〇
設立時監査役　〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号　〇〇〇〇
本店　〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

上記決定事項を証するため、発起人の全員（又は出席した発起人）は、次のとおり記名（又は署名）する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社
発　起　人　　〇〇〇〇

発　起　人　　〇〇〇〇

（注）1　発起人の中から選任された被選任者が席上で就任を承諾し、その旨の記載、当該被選任者の住所の記載及び被選任者の記名が決議書にある場合には、申請書に別途就任承諾書を添付することを要しません。

就任承諾書の添付を省略する場合においても、取締役会設置会社においては、設立時取役及び設立時監査役につき、住民票記載事項証明書等の本人確認証明書をそれぞれ添付することが必要です（市町村長が作成した印鑑証明書を添付する役員については、当該印鑑証明書の添付で足ります。）。

なお、この場合、申請書には、「就任承諾書は、設立時取締役選任決議書の記載を援用する。」と記載してください。

2　発起人以外から設立時取締役及び設立時監査役を選任した場合には、その者につき、別途就任承諾書を添付することが必要です。

設立時代表取締役を選定したことを証する書面
（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。）

設立時代表取締役選定決議書

令和〇年〇月〇日〇〇商事株式会社創立事務所において設立時取締役全員出席し（又は過半数の設立時取締役出席し）その全員の一致の決議により次のように設立時代表取締役を選定した。なお、被選定者は即時その就任を承諾した。

設立時代表取締役　　〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号　　〇〇〇〇

上記設立時代表取締役の選定を証するため、設立時取締役の全員（又は出席した設立時取締役）は、次のとおり記名押印する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社
出席設立時取締役　〇〇〇〇　㊞
同　〇〇〇〇　㊞
同　〇〇〇〇　㊞

（注）設立時代表取締役が席上で就任を承諾し、その旨の記載が決議書にある場合には、申請書に別途就任承諾書を添付することを要しません。ただし、設立時代表取締役が、本決議書に、市町村長の作成した印鑑証明書と同一の印鑑を押した場合に限ります。

この場合、申請書には、「就任承諾書は、設立時代表取締役選定決議書の記載を援用する。」と記載してください。

なお、就任承諾書の添付を省略する場合においても、取締役会設置会社においては、設立時代表取締役につき、市町村長が作成した印鑑証明書の添付が必要です。

（会社法第２８条各号に規定する変態設立事項がある場合に添付を要します。）

調査報告書

（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。）

調査報告書

令和〇年〇月〇日〇〇商事株式会社（設立中）の取締役及び監査役に選任されたので、会社法第４６条の規定に基づいて調査をした。その結果は次のとおりである。

調査事項

１　定款に記載された現物出資財産の価額に関する事項（会社法第３３条第１０項第１号及び第２号に該当する事項）

定款に定めた、現物出資をする者は発起人〇〇であり、出資の目的たる財産、その価額並びにこれに対し割り当てる設立時発行株式の種類及び数は下記のとおりである。

（注）定款に記載された現物出資に係る財産（下記イ及びロ）の価額の総額が５００万円以下の場合です。

イ　〇県〇市〇町〇番〇号　宅地　〇〇㎡
定款に記載された価額　金〇〇円
これに対し割り当てる設立時発行株式　普通株式　〇〇株

ロ　〇〇株式会社普通株式　〇〇株
価額　金〇〇円
これに対し割り当てる設立時発行株式　普通株式　〇〇株

①　上記イについては、時価金〇円と見積もられるべきところ、定款に記載した評価価額はその約４分の３の金〇円であり、これに対し割り当てる設立時発行株式の数は〇〇株であることから、当該定款の定めは正当なものと認める。

②　上記ロにつき、当該有価証券の価額は、時価〇円以上であり、当該定款の定める価額は相当であることを認める。

（注）下記ハの価額について、弁護士等の証明を受けた場合です。

ハ　〇県〇市〇町〇番〇号　宅地　〇〇㎡
定款に記載された価額　金〇〇円
これに対し割り当てる設立時発行株式　普通株式　〇〇株

会社法第３３条第１０項第３号の規定に基づく弁護士の証明書及び不動産鑑定士の鑑定評価書を受領しており、これを調査した結果、正当であることを認める。

２　発起人〇〇の引受けに係る〇株について、令和〇年〇月〇日現物出資の目的たる財産の給付があったことは、別紙財産引継書により認める。

３　令和〇年〇月〇日までに払込みが完了していることは株式会社〇〇銀行の払込金受入証明書により認める。

４　上記事項以外の設立に関する手続が法令又は定款に違反していないことを認める。

上記のとおり会社法の規定に従い報告する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社
設立時取締役　〇〇〇〇
同　　〇〇〇〇
同　　〇〇〇〇
設立時監査役　〇〇〇〇

（会社法第２８条各号に規定する変態設立事項がある場合に、調査報告書とともに添付を要します。）

別紙財産引継書

（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。）

財産引継書

現物出資の目的たる財産の表示

（注）定款及び調査報告書に記載された現物出資に係る財産を記載します。

イ　○県○市○町○番○号　宅地　○○㎡
　　定款に記載された価額　金○○円
ロ　○○株式会社普通株式　○○株
　　価額　金○○円
　以上の価額の合計　　金○○円

以上、私所有の上記財産を現物出資として給付します。

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号
発　起　人　　○○○○

○○商事株式会社　御中

払込みのあったことを証する書面の例

証明書

当会社の設立時発行株式については以下のとおり、全額の払込みがあったことを証明します。

設立時発行株式数　　〇〇株
払込みを受けた金額　金〇〇円

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社
設立時代表取締役　　〇〇〇〇

（注）1　預金通帳の写し（口座名義人が判明する部分を含む）を合わせてとじます。預金通帳の写しに代わるものとして、取引明細票、取引履歴照会票、払込金受取書、インターネットバンキング等の取引状況に関する画面をプリントしたものを添付しても構いません。この場合には、当該書面に、払込先金融機関名、口座名義人名、振込日及び振込金額が記載されている必要があります。

2　1の書面の写しの入金又は振込に関する部分にマーカー又は下線を付す等して、払い込まれた日、金額が分かるようにしてください。

3　口座名義人が発起人でなく設立時代表取締役である場合には、委任状を添付してください。

資本金の額の計上に関する設立時代表取締役の証明書の例

資本金の額の計上に関する証明書（注１）

①　払込みを受けた金銭の額（会社計算規則第４３条第１項第１号）
金〇〇円

②　給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額（会社計算規則第４３条第１項第２号）（注２）
金〇〇円

③　①＋②
金〇〇円

資本金の額〇〇円は、会社法第４４５条及び会社計算規則第４３条の規定に従ってされたことに相違ないことを証明する。（注３）

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇商事株式会社
代表取締役　〇〇〇〇

（注）１　設立に際して出資される財産が金銭のみの場合は、資本金の額の計上に関する証明書の添付は不要です。
２　出資をした者における帳簿価額を計上すべき場合（会社計算規則第４３条第１項第２イ、ロ）には、帳簿価額を記載します。
３　株主となる者が払込み又は給付をした財産の額（③の額）の２分の１を超えない額を資本金として計上しないこととした場合は、その旨を上記証明書に記載するとともに、定款に定めがあるときを除き、その額を決定したことを証する発起人の全員の一致があったことを証する書面の添付が必要です。

就任承諾書の例

就任承諾書

私は、令和〇年〇月〇日、貴社の設立時取締役（注１）に選任されたので、その就任を承諾します。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇　㊞　（注２）

〇〇商事株式会社　御中

（注）１　設立時代表取締役、設立時監査役についても同様に作成します。
２　取締役会設置会社の場合、設立時代表取締役の就任承諾書には、市町村に登録した印鑑を押す必要があります。
３　設立時代表取締役については市町村長が作成した印鑑証明書、設立時取締役及び設立時監査役については住民票記載事項証明書等の本人確認証明書をそれぞれ添付することが必要です。

委任状の例

委　任　状

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

1　令和〇年〇月〇日発起設立の手続終了した当会社設立登記を申請する一切の件
1　原本還付の請求及び受領の件（注１）

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇商事株式会社
代表取締役　　〇〇〇〇　　㊞（注２）

（注）１　原本還付を請求する場合に記載します。
　　２　会社を代表すべき者が登記所に提出する印鑑を押します。